



			<p>あります。また、番号法は、個人の番号の利用により一層の国民の利便性の向上や行政事務の効率化に資するため制定されました。このため、個人番号の利用が開始されるとともに、本市においても個人番号を利用することにより、市民の利便性の向上や行政の効率化が図れるものとの考えから、本条例を制定するものです。</p>
2	2	<p>条例（案）の例示が不明瞭であり、独自利用事務を全て列挙すべきではないか。</p>	<p>独自利用の範囲は、番号法において「福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務」としており、その検討事務が広範となり、また、条例案を議会に上程するまでに更に検討を要することから、全てをお示しすることは困難であり、パブリックコメントでは独自利用についての考え方を示したものです。</p>